放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する取組状況

令和 2 年 8 月 2 8 日 総 務 省 放送コンテンツについて、前回の下請WGで課題とされた事項について、新たに以下のとおり取組む。

- 1. ガイドライン浸透のための効果的広報
- 2. 規制改革実施計画を踏まえた制度改正等のあり方の検討

1. ガイドライン浸透のための効果的広報

本WGでの決定を踏まえ、従来からの取り組みに加え、新たに以下の広報を実施(広報の取り組み 全体は2頁参照)

- (1) 改訂ガイドライン(9月中公表予定)について、新たにオンライン形式でのガイドライン講習 会を定期開催。
- (2) 弁護士による相談について、従来の相談窓口に加え、上記講習会と連携した相談会を開催。

2. 規制改革実施計画を踏まえた制度改正等のあり方の検討

規制改革実施計画(平成30年、令和2年)において、法的措置を含む新たな取引ルールの策定と執行の強化を求められたことを踏まえ、著作権の帰属等の課題についてガイドラインを改訂(改訂内容は3-4頁及び6頁参照)。

併せて、**改訂後、速やかにその遵守状況調査に着手**するともに、不適切な実態が判明した場合、 下請中小企業振興法第4条に基づく総務大臣による指導の実施を予定(5頁参照)。

→ 放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業(令和2年度予算額:0.3億円)を引き続き要求し、特に取引実態ヒアリングや弁護士への相談体制を充実すべく、本年同水準以上で検討する。

1. 改訂ガイドライン公表後の周知・啓発に関する取組方針

改訂ガイドライン公表後(令和2年9月中を予定)、周知・啓発のために以下の取組を実施する方針。

1. ガイドライン遵守に関する助言文書の発出

●改訂ガイドラインに「規範性を持たせる」観点から、放送事業者等宛て、契約時における下請法・著作権法等の取り扱いを明確化するなど、下請中小企業振興法第4条に基づく助言として、改訂ガイドラインの遵守を求める等の文書を発出。

2. 遵守徹底働きかけ・ガイドライン講習会の実施

- ●改訂ガイドラインについて、日本民間放送連盟をはじめとする放送事業者・団体等に対して、**総務省から個別に改 訂ガイドライン遵守の働きかけ**を実施。
- ●ガイドライン講習会について、令和2年10月以降、オンライン形式で定期的に開催(総合通信局等から管内各事業者に対し参加呼びかけを行うことできめ細やかな講習を企画・実施)。

く参考:総合通信局等所在都市(全国11ブロック)>

札幌、仙台、東京、長野、金沢、名古屋、大阪、広島、松山、熊本、沖縄

3. 相談窓口の活用

●ガイドライン遵守に関する法律相談や製作取引の個別具体的な問題については、日本弁護士連合会と連携して開設・現在運営中の**放送事業者・番組製作会社等が弁護士に相談できる専門窓口を活用**。

令和2年6月3日~令和3年2月26日まで相談受付中(令和2年度予算事業。令和元年度に引き続き実施)

<総務省放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン>

https://hosocontents-tekitori.go.jp/

- ●新たに、上記2のガイドライン講習会と連携して、弁護士による相談会を開催。
- ●寄せられた相談のうちガイドライン違反と思われる事例については、必要に応じ関係省庁と連携・精査の上、**発注** 者に対する指導を実施。

2. ガイドラインの改訂について

令和元年11月以降、総務省が公正取引委員会及び中小企業庁と連携して実施している「ガイドライン遵守状況調査」を通じて明らかとなった課題に対応するため、「規制改革実施計画」(令和2年7月閣議決定)を踏まえて、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」での議論を経て、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(第7版)」(案)を作成し、令和2年8月1日から9月4日まで意見募集中。

主な改訂内容(1/2)

1. 業務委託内容別の著作権の帰属等に関する明確化

- ・契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等について、発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないようにすることを目的として、契約形態別に類型化した上で、 (※参考資料参照)
- (1) <u>発注段階において</u>、発注者は受注者に対し、「業務委託の類型」や「放送局の番組単位の種別」の<u>どの取引に該当するか外形的</u> に明確化することが必要であること
- (2) 発注者から受注者に対して類型や取引の種別について外形的に明確に伝えたとしても、<u>当該種別に該当するか否かは実際の取引</u> 内容に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要であること

などを追記の上、情報成果物作成委託の発注書の雛形を充実するとともに、役務委託に関する発注書の雛形を新たに追加。

2. ガイドラインの改訂について

主な改訂内容(2/2)

2. 製作会社間の取引適正化

・放送事業者と元請けとなる番組製作会社だけでなく、元請けと孫請けとなる番組製作会社との間の下請取引にも問題が生じていることから、発注者となる番組製作会社も本ガイドラインの対象となる旨追記するとともに番組製作会社間の取引において問題となり得る事例を追加。

3. 下請法の解釈明確化

- ・総務省が公正取引委員会・中小企業庁とともに実施しているガイドライン遵守状況調査により、放送事業者によって下請法の対象となる取引(情報成果物作成委託)の範囲等に関する理解にばらつきがあることが明らかになったことから、
- (1) <u>役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分の取引は、下請法の対象となる取引(情報成果物作成委託)がある場合</u>、 当該発注は一体として下請法の対象であること
- (2) 親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき情報成果物である 「下請事業者の 給付の内容」について、3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう明確に記載する 必要があること

など、下請法の対象となる取引の範囲や3条書面への記載内容を明確化。

4. その他(働き方改革に伴うしわ寄せ防止、ベストプラクティスの充実等)

- ・下請事業者が働き方改革関連法を遵守できるよう、適正な対価のない短納期の設定や発注内容の頻繁な変更を行わないことの 徹底を含め、発注時期、方法及び内容と、それに伴う製作期間や製作費が適正かについて、親事業者と下請事業者が十分に協議し たうえで契約を取り交わすことが重要である旨を追記。
- ・令和元年11月以降、総務省が公正取引委員会及び中小企業庁と連携して実施している「ガイドライン遵守状況調査」を通じて<u>把握</u>した問題となり得る取引事例、望ましいと考えられる事例に関する記載を充実。

改訂ガイドラインを公表後は、取引適正化をより一層徹底するため、①遵守状況調査、②遵守徹底の 指導等の実施を着実に進める。

1. 遵守状況調査

- ●改訂ガイドラインの遵守状況の把握のため、改訂後速やかに、全国で取引実態ヒアリングを開始
- ・番組製作会社(年度内50社程度)から、ガイドライン公表後における取引実態(下請法上の書面交付、著作権の帰属の協議状況等)に関するヒアリングを実施。
 - (※**うち13社は、**令和元年度フォローアップ調査の結果、「**著作権の保有を希望したにもかかわらず、事前の協議なく著作権を譲渡した」と回答した番組製作会社**とする)
- ●上記ヒアリング等を踏まえ、遵守状況調査を実施
- ・ヒアリングの結果等を踏まえ、**放送事業者(年度内25社程度)**へ、**ガイドラインの遵守状況調査**を実施(※状況に応じて、更なる調査を実施)
- (参考)令和元年度(令和元年11月~令和2年3月)実績

番組製作会社38社へ取引実態ヒアリング、放送事業者24社へ遵守状況調査を実施し、その結果、不適切な取引が判明した放送事業者に対しては下請中小企業振興法第4条に基づく指導を実施済。

2. 遵守徹底の指導等

- ●上記1の結果に基づき、以下の取組を実施
- ・不適切な実態が確認された**放送事業者等に対して**は、ガイドライン遵守徹底の指導
- ・把握内容を踏まえ、有識者、放送事業者、番組製作会社が参加する検証・検討会議で具体的な対策を議論するとともに、その意見を踏まえ、放送事業者、番組製作会社への令和2年度フォローアップ調査(令和3年春)へ反映、重点課題(書面の交付、取引価格の決定、取引内容の変更及びやり直し)の改善状況を可視化し、改善が見られなければ、関係団体に対して更なるガイドライン遵守徹底を要請。

【参考】業務委託内容別の著作権の帰属等(契約形態別の類型化)

業務委託の類型	ガイドライン上の契約形態 (発注内容)		放送局の番組単位の種別		番組の態様 〔著作権法上の「発意と 責任」の所在〕	原始的な著作権の帰属 〔著作権譲渡の有無〕	二次使用料の分配
情報成果物作成委託(下請法の対象)	完全製作委託型番組		1	完全製作委託型番組 (番組全体)(民放)※	番組全体 〔発意と責任が製作会社〕	下請事業者(製作会社) 〔著作権譲渡はほぼ無し〕	あり
			2	局製作番組の一部分 (民放)	番組の一部分(コーナー) 〔発意と責任が製作会社〕	下請事業者(製作会社) 〔放送局に著作権譲渡 あり得る〕	あり/なし 〔契約上の著作権の 帰属による〕
	その他の情報成果物	完全製作委託 型番組以外の 番組全体又は 番組の一部分 (コーナー)	3	外部制作委託(NHK)	番組全体 〔発意と責任がNHKと 製作会社〕	NHKと製作会社 〔著作権は共有〕	あり
			4	局製作番組(民放)	番組全体 〔発意と責任が放送局〕	放送局	なし
			5	局製作番組の一部分 (民放)	番組の一部分(コーナー) 〔発意と責任が放送局〕	放送局	なし
		放送素材 (脚本、ナレー ション原稿、 BGM、CG等)	6	局製作番組(民放) 外部一部委託に含まれる 情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材(著作物) 〔著作者が下請事業者 (製作会社)〕	下請事業者(製作会社) 〔放送局に著作権譲渡 あり得る〕	なし 〔脚本等の場合の許諾の 場合はあり得る〕 外部一部委託(NHK) は契約に基づく特別 報酬の支払あり
			7	局製作番組(民放) 外部一部委託に含まれる 情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材(非著作物) (著作権法の対象外)	— (著作権法の対象外)	なし
役務委託 (再委託の場合に限り、 下請法の「役務提供委託」 として同法の対象)	監督/演出、照明、音声 等の委託		8	局製作番組(民放) 演出委託(NHK) 外部一部委託に含まれる 役務委託部分(NHK)	— (著作権法の対象外)	— (著作権法の対象外)	なし 外部一部委託(NHK) は契約に基づく特別 報酬の支払あり

(本表では、ガイドラインの対象となる放送事業者(NHKを除く。)を便宜上「民放」と記載している。)